

## 平成28年第10回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成28年10月25日(火) 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	西 村 恒男
	3 番	志 村 喜光
	5 番	今 泉 治通
	6 番	萩 原 剛
	7 番	葛 木 正彦
	8 番	小 宮 山 篤
	9 番	小 林 恒雄
	10 番	小 俣 昭男
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	20 番	鈴 木 章司
	21 番	金 井 信

欠席委員	4 番	平 井 美孝
	11 番	久 嶋 良元

### 1 互礼

### 2 開会

それでは、ただいまから平成28年第10回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

### 3 会長挨拶

どうも皆さんこんにちは。本日は、平成28年第10回大月市農業委員

会委員総会を開催致しましたところ、何かとお忙しい中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げるところでございます。

さて、今年も晴天が続かず、秋風も吹かない、秋を迎えてもせつかく干したはさがけの稲も思うように乾燥できず脱穀した方も多くいるものと思われま。水稻の植付も今の気候に合わせた時期、その他、種類等についても探求をしていかなければならない時期に来ているのかなと、こんなふうに思っているところでございます。また、新たな農業委員会制度が来年の7月20日から始まります。先に実施された研修のとおりスタートするまでには法に定められたもろもろの手順を踏んでいかなければなりません。今回の留意点は農地等利用の最適化の推進であり、それは、まず第一番目に担い手への農地利用の集積化、集約化。二番目が遊休農地の発生防止解消。三番目に新規参入の促進による農地利用の効率化及び高度化の促進を行うことであります。しかし、山梨日日新聞に掲載された山梨県の風景第2部の「耕作者消えた農地」というものがございました。見出しによれば、これは県下一円のことでございますが、雑草生い茂る果樹畑「原野化」復元は困難。手放せない代々の畑、人に委ねるのは「恥」というようなこと。それから、伸び悩む果樹畑の活用、小規模分散、集約阻む。放棄地防止、甲府市仲介でこれを解除する。荒廃前に次の担い手に移していく。あるいはまた、条件のよい農地の集約等、これらが求められているところであります。

話は変わりますが、本年は農地利用状況調査につきましては、委員の皆様には大変なご苦勞をおかけしております。ご苦勞様です。11月になりますと研修会や推進委員会等行事が複層しております。何分にもよろしくお願い申し上げたいと思います。

本日の案件は、農地法第3条案件が1件、競売適格証明願いに対し意見を求める件が1件、農地法第5条案件が3件、競売適格証明願いに対し意見を求める件が1件であります。本総会がスムーズに進行されますようお願い申し上げます。

#### 4 開会宣言

宮咲会長

本日は欠席者が平井美孝委員、久嶋良元委員の2名でございますけれども、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしておりますので本総会の成立を宣告致します。

#### 5 議長選出

事務局

議長の選出については、大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長

を会長にお願いします。

## 6 議事録署名委員の指名

議長 17番 和田 廣行委員、18番 小林 良次委員を指名する。

## 7 議案審議

議長 これより、議案審議を行います。議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。後記のとおり、農地法第3条の規定による農地等の権利の移転及び設定の許可申請があったので許可を求める。

番号1について担当委員の説明を求めます。天野千明委員お願い致します。

天野委員 それではよろしくお願い致します。

番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積293㎡。大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積661㎡。次に大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積324㎡。もう一筆あります。大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積958㎡。計4筆で2,236㎡。権利種別、3条使用貸借、貸付人氏名、住所、●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地。この方、借受人の●●さんは、お歳なので既に土地を使わせて、いろいろ指導しているようです。●●さんも全く知らないわけではないですが、自分が今までやってた土地があまり広くなく、日当たりもよくなく、作付の種類も違うので●●さんから指導を受けて、既に土地を使わせてもらっています。借受人氏名、住所、●●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地。この方がいろいろ教えてもらいながら土地を利用したいということです。

次の頁をお開きください。場所ですが、県道を入り、どんどん奥に入りますと●●●●●の手前の●●●●●に上る道があります。ここに入って直ぐ右に折れる道なりに進むと行き止まりになるんですが、貸主の●●●さんの脇を通りまして斜線の部分が申請地です。この土地を二人で一生懸命耕作をしてます。ここで収穫したものは、●●さんと●●さんお互いに利用しています。

●●んは、今、〇〇の方の〇〇で●●をやっているのですが、できればそちらの方にも食材を回したいということでした。以上です。よろしくご

審議をお願いします。

議長 　　ただいま、担当委員の説明が終了致しました。天野委員ご苦勞様でした。ただいまの説明に対し、何か質疑ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。これより裁決を行います。許可してもよろしいという方は挙手願います。

ありがとうございます。全会一致で許可と決定致します。

議長 　　次に議案第33号、競売適格証明願に対し意見を求める件。後記のとおり、民事執行法による競売参加のため農地法第3条第1項の規定による権利者として適格であることの証明願いがあったので許可を求める。

担当委員の説明を求めます。天野千明委員お願い致します。

天野委員 　　番号1、願出人住所、〇〇町〇〇×××番地、氏名●●●●、届出の事由は競売です。競売農地の表示、所在、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××番、地目、台帳畑、現況畑、地積805㎡。

場所ですが次の頁をお開きください。今回、地図が議案第32号とほとんど同じということで、●●●さんの右の道を真直ぐ進みますとそこにもう一軒家があります。これは4月のこの会議で競売に参加して、買えた宅地です。この突き当りの道の切れたところの●●●さんの土地に挟まれた形になっている所です。笹や葛葉で簡単に農地に戻せる状態ではないんですが手を入れてもらえば農地にも戻るということなので、この土地も一緒に利用したいということで競売に参加したいということです。

●●●さんは、孫が小さいので〇〇の奥から出て、小中学校に通いたいということで、前回買われた家を息子夫婦にも使わせたいという気持ちもあるということです。最終的に農業をする人数は増えていくということです。今後この辺は耕作放棄地にならないという感覚は得ました。

以上です。

議長 　　ただいま、説明が終了致しました。天野委員ご苦勞様でした。ただいまの説明に対して、前との関連があるようですが、質疑がありましたら挙手願います。



はしません。

志村委員 中央道の下は個人持ちですか。

事務局 斜線の右側が大きすぎました。これは高速道路のもので地上権が設定されていると思います。

議長 他にございますか。

(異議なしの声)

それでは異議ないようですから質疑を打ち切ります。許可してもよろしい方は挙手願います。

はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と致します。

続きまして、番号2につきまして担当委員の説明を求めます。本来であれば久嶋良元委員が説明をするところではありますが、久嶋委員が本日欠席でございます。私が頼まれておりますので私の方から説明を致したいと思っております。現地へも行ってまいりました。

それでは、説明を致します。

番号2、土地、農地の所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積179㎡、権利、所有権移転、譲渡人氏名、住所、●●●●●他×名、東京都〇〇市●●●×丁目××の×1●●●●●●●●●●×××号、譲受人氏名、住所、●●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地×、転用の目的、宅地の延長、施設等、住宅の増築、転用理由、住宅の増築ということでございます。

それでは、地図の説明をします。7頁でございます。こちらから〇〇に行きまして、●の●●●●●、●●の●●●から200mぐらい行った所を左折しますと市道●●●線がございます。それから●●●が100m行った所にあります。そこから中央道のカルバートを潜りまして200m先の地点で、〇〇〇という地区でございます。突き当りに●●●がございます。そこから4軒目の所が●●さんの所でありまして、現在●●さんが住んでおられますが、その裏に増築をして8畳間を作りたいということで今回の申請に至ったということでございます。

●●さんの奥さんの健康上の理由で離れの方へ渡り廊下で繋げてということでございます。ご審議をお願いしたいと思います。

議長 何か質疑ございますか。

(異議なしの声)

それでは、質疑がないようでございますから、質疑を打ち切ります。  
許可してもよろしい方は挙手願いたいと思います。

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と致します。

次に番号3について担当委員の説明を求めます。

これも、私の担当でありますので説明を致します。

宮咲委員 番号3、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿田、現況は田となっておりますがここはもう荒地です。野竹、その上に葛葉が全部張っております、どうにもならない土地だということでございます。農振区分が農振外、面積が634㎡、権利が所有権移転、譲渡人氏名、住所、●●●●、山梨県都留市〇〇×××番地×、譲受人氏名、住所、株式会社●●●●、都留市〇〇×の×の×、転用目的、太陽光発電所、施設等、太陽光発電施設、転用理由、太陽光発電施設の設置。8頁を見ていただきたいと思います。ここは何回も説明しているわけですが、この位置は〇〇〇と〇〇〇を分けます●●●、国道上にございますが、そこから10m行った所を右へ直ぐ折れていただきますと、そこは市道●●●●線でございます、その行き詰まりの所であります。この前●●●●●●さんが今回の申請の前に太陽光をとということで、既に設置されています。その後ろ側になります。位置的には●●●から行きますと約200mぐらいの地点にありますし、大月市●●●●●からも250mぐらいの位置にございます。

どのぐらいの出力を出すのかといいますと、ここに付けるものにつきましてはパネルが204枚、1枚の大きさは180cmの90cmということでございます。隣地につきましては、市民課の景観条例等もございますので、既に了解を得た上での行為でないといけないということになっているそうです。こちらで許可が下りたということで今回の申請になったのかと思っております。よろしくご審議をお願い致します。

議長 何かございますか。

(異議なしの声)

異議ないようでございますから、質疑を打ち切って裁決を行います。  
許可に賛成の方は挙手願います。

はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

議長 次に議案第35号、競売適格証明願に対し意見を求める件。後記のとおり、民事執行法による競売参加のため農地法第5条第1項の規定による権利者として適格であることの証明願があったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。和田廣行委員お願い致します。

和田委員 番号1、願出人住所、甲府市〇〇×丁目×番×号、氏名、●●●●●●●●●●●●●●株式会社、代表取締役●●●●●●●●、届出の事由、競売、競売農地の表示、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、台帳畑、現況雑種地、地積308㎡、地番××××の×、地目、台帳畑、現況雑種地、地積72㎡、転用の目的、進入路作業スペース及び駐車場。

次の頁をご覧ください。国道20号の〇〇の信号を2キロ500メートルぐらい入ったところが申請地であります。××××の×の方は県道に面してしまして作業場の入り口にあります。前所有者が転用届なしに使っていたもので、今回の申請人が改めて申請したわけです。もう1筆の××××の×は道路に面して、同様に前所有者がコンクリート舗装をしたところでもあります。片方は駐車場、もう片方は進入路、作業スペースということです。この申請につきまして、隣地が農地であるわけですが、これに対し理由書が提出されております。

理由書。この度、大月市〇〇町〇〇字〇〇××××番×及び××××番×の農地法第5条申請にあたり、隣接耕作者の同意をいただくため隣地所有者に今回の農地使用目的変更について説明するため連絡の上訪問致しましたが、多忙を理由に説明機会を得ることができませんでした。弊社と致しましては、引き続き隣接所有者に連絡をとり同意を得られるよう努力致しますので今回の農地法第5条の申請にあたっては理由書にて対応頂けますようお願い致します。尚、同意を得られない場合については、速やかに理由書を再提出致します。

以上です。ご審議の方よろしくお願い致します。

議長 ただいま、担当委員の説明が終了致しました。和田委員ご苦勞様でした。この件に関しまして何か質疑ございますか。

議長 参考までに聞きますがこの会社は何をやっている。



和田委員           これは、プラスチックのスクラップをやっているようです。

議    長           建物も大きいですね。

和田委員           以前、●●●●●が●●●●●を作っていたところです。

志村委員           これは、農地転用ということですか。

事 務 局           適格証明願いです。

議    長           転用で適格証明。

志村委員           落ちなければ、この話はパーってことですよね。

事 務 局           落とせば5条で。

議    長           公害の関係はないよね。

和田委員           周りには民家が一軒ありません。

議    長           一番問題になるのが農地の周りで公害産業をやられると、それだけが心配だったから、そういうことがなかったらいいかと…。  
他にございませんか。

(異議なしの声)

それでは異議ないようですから、質疑を打ち切り裁決を行います。許可してもよろしいという方は挙手願います。  
はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

## 8 報告事項

議    長           次に日程第8、報告事項を議題と致します。  
転用確認証明交付に対する報告を事務局よりお願いします。

事務局 転用確認証明交付に対する報告。平成28年9月12日から平成28年10月7日。後記のとおり、転用確認証明を交付したので報告する。平成28年10月25日。

番号1、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、台帳田、現況宅地、地積279㎡、申請者住所、氏名、〇〇町〇〇×××番地、●●●●、許可年月日、平成28年8月16日、許可番号、富東農第×の×の×号、転用目的宅地、交付年月日、平成28年9月15日。

番号2、所在、〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、台帳畑、現況雑種地、地積267㎡、申請者住所、氏名、〇〇町〇〇〇×××番地×、●●●●、許可年月日、平成28年9月14日、許可番号、富東農第×の×の×号、転用目的雑種地、交付年月日、平成28年9月27日。

番号3、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、台帳畑、現況宅地、地積231㎡、申請者住所、氏名、〇〇町〇〇×××番地、●●●●、許可年月日、平成28年5月16日、許可番号、富東農第×の×の×号、転用目的、宅地、交付年月日、平成28年9月27日。

番号4、所在、〇〇町〇〇〇字〇〇、地番1136の1、地目、台帳畑、現況宅地、地積286㎡、申請者住所、氏名、〇〇町〇〇〇×××番地、●●●●、許可年月日、平成28年2月17日、許可番号、富東農第×の×の×号、転用目的、宅地、交付年月日、平成28年9月27日。

番号5、所在、〇〇町、〇〇字〇〇、地番××の×、地目、台帳畑、現況宅地、地積262㎡、申請者住所、氏名、〇〇町〇〇××番地×、●●●●、許可年月日、平成12年5月17日、許可番号、北都振×第×の×の×号、転用目的、宅地、交付年月日、平成28年10月4日。

以上です。

議長 ただいま、転用の確認証明交付に対する報告がございました。これに対し何か質疑がございますか。

(異議なしの声)

議長 それでは本日の全日程が終了致しました。職務代理より閉会宣言をお願いします。

職務代理 来月10日のうぐいすホール並びに17日の甲斐テラスの件よろしくお願ひします。すべての案件審議が終了しましたので第10回大月市農業委員会委員総会を閉会と致します。どうもご苦勞様でございました。

1 0 閉会時刻 同 日 1 3 時 5 5 分

1 1 解散時刻 同 日 1 5 時 0 3 分